

静岡県教育委員会 様

静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書

(注：奨学給付金は、返済不要の給付金です。)

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添えて、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。(私が生活保護受給世帯の場合は、静岡県高等学校等奨学給付金認定事務にあたり、必要に応じ福祉事務所等へ照会されることについて同意します。)

【1 申請者(保護者)情報を記入してください】

申請者住所	〒 Tel () -	ふりがな	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他 ()	申請者氏名	

【2 次の5点を確認の上、□に✓点を記入してください】

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。私(申請者)は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っていません。この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童施設措置費の支弁対象ではありません。就学支援金等の判定結果を本申請に係る給付金の判定に利用することに同意します。 その申請内容に虚偽があり審査結果に変更があった場合は、静岡県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。(静岡県公立のみ)
--------------------------	--

【3 対象となる高校生等について記入してください】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
国籍	<input type="checkbox"/> 日本国	国籍が「日本国以外」の場合に該当する項目の <input type="checkbox"/> に✓を付けてください。				
		① <input type="checkbox"/> 特別永住者				
	<input type="checkbox"/> 日本国以外	② <input type="checkbox"/> 永住者				
		③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)				
		④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)				
		⑤-1 <input type="checkbox"/> 定住者(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)、日本国への永住意思有				
		⑤-2 <input type="checkbox"/> 定住者(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)、日本国への永住意思無				
在学する学校	⑥-1 <input type="checkbox"/> 家族滞在(日本国の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある)					
	⑥-2 <input type="checkbox"/> 家族滞在(⑥-1以外)					
	⑦ <input type="checkbox"/> ①~⑥以外の在留資格のうち留学による者(在留期間(満了日)西暦 年 月 日)					
学校名、課程等	(国・県・市)立	高等学校	全日制・定時制・通信制	科		
在学期間	年 月 日 ~	年 月 日	学年		年	
学校の所在地(県内公立は不要)	都道府県	市区町村				

【4 振込口座について記入してください】

下記のとおり静岡県高等学校等奨学給付金の口座振込を依頼します。
(静岡県高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

※	下記希望・承認する振込方法等の <input type="checkbox"/> に✓を付けてください。
<input type="checkbox"/>	私が支給を受ける静岡県高等学校等奨学給付金を学校徴収金等(教材費、学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等)に充てることについて、学校設置者(校長)に委任することを承認します。
<input type="checkbox"/>	授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座(諸会費口座と同じ口座)に振込を依頼します。
<input type="checkbox"/>	下記に記入した口座に振込を依頼します。(市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行・金庫・農協	店・出張所・所
預貯金種別	普通預金	
預貯金口座番号(7桁)		
フリガナ		
口座名義人		

※この申請書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒	-
---	---

次のページに進んでください。

【5 保護者等の収入状況について、(1)～(3)の該当する項目の□に✓点を記入してください】

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

□	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2） ※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
---	--

(2)-1 次の者の課税証明書等を提出します。ア～カの該当する項目の□に✓点を記入してください。

ア□	親権者（両親）2名分
イ□	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 □親権者のうち1人が無職・無収入（令和7年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が1名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書等を提出できない場合等
ウ□	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ□	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
カ□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

(2)-2 所得に関する書類を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名		高校生等との続柄		氏名		高校生等との続柄	
	道府県民税所得割額 ①		円		道府県民税所得割額 ③		円
	市町村民税所得割額 ②		円		市町村民税所得割額 ④		円
所得割額の合算 (①+②+③+④)				円	※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、 切捨て0円として合算		

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

□	所得確認の対象の高校生等本人（(2)-1のカに該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
---	---

【6 申請区分について、該当する項目の□に✓点を記入してください】

	世帯区分	全日制・定時制	通信制
申請区分	□ 生活保護（生活扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
	□ 住民税非課税世帯 ※所得割額の合算が0円で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません	143,700 円	50,500 円
	□ 所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	47,900 円	16,830 円
	□ 所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	35,930 円	12,630 円

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ハ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等の収入の状況】についての欄は次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ （2）イに該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （2）イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）オ及びカ並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 （注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、学校へ相談してください。
- ニ （2）ア、ウ又はエに該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ （2）オ又はカに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
 （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。